

## 令和2年度修了考査の出題趣旨について

修了考査は、実務補習の内容全体について適切な理解がなされているかどうかを確認するとともに、公認会計士としての実務的な専門能力と適格性の確認を目的とし、筆記の方法で試験を実施するものである。

その目的及び出題方針並びに出題に関する基準・出題項目等は試験科目ごとに受験案内で明示している。また、具体的な出題内容や水準を示すために、過去5年間の試験問題を公表している。

試験問題は、大きく計算問題と論述問題（記述問題、選択問題を含む。）の両形式で出題している。計算問題は、理論で理解していることを数値で回答させることを主眼としている。また、論述問題は、理解している事項や自らの論理的な思考を明確に示すことができるかを問うている。出題の趣旨について公表を望む受験者の声があることから、令和元年度に引続き試験問題の各問別に出題趣旨を公表する。受験志望者の参考にされたい。

令和3年4月2日  
修了考査運営委員会

## 会計に関する理論及び実務

### 【第一問】

上場企業の経理担当者として必要な連結精算表作成に関する知識の具備を総合問題を通じて確認する。会計監査の担当者としても必要な水準を想定している。また、国際財務報告基準（IFRS）の基本的な知識の理解も問う問題である。

#### 問題 1

退職給付に関する会計基準（企業会計基準第 26 号）に対する理解度を問う問題である。

- ・「会計上の見積りの変更」と「会計方針の変更」の違いを理解しているか。
- ・「会計上の見積りの変更」の注記事項として必要な事項は何か。

#### 問題 2

金融商品会計の一分野として、複合金融商品（転換社債型新株予約権付社債）の会計処理を問う問題である。企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づいている。

#### 問題 3

最新のトピックとして、収益認識に関する会計基準及び同適用指針における有償支給取引関連の規定（適用指針第 104 項）の理解を問う問題である。

#### 問題 4

関係会社間の取引に関して、監査とも重なる基本的な定めを理解を問う問題である。監査委員会報告第 27 号「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」に基づいている。

#### 問題 5

債権譲渡の会計処理に関する理解を問う問題である。金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第 14 号）の設例 2 における金融資産の消滅に関する会計処理に基づいている。

#### 問題 6

連結精算表の穴埋め問題であり、比較的平易な問題と他の問題での正答が必要な問題の組合せで構成している。

## 問題 7

IFRS 第 16 号のリース会計についての理解を問う問題である。

- ・ 使用权資産の構成項目を問う暗記問題
- ・ 日本基準と IFRS との基準差異の理解を問う問題

## 【第二問】

個別の会計上の論点のみならず、それぞれの特定領域の会計基準の関連性や、会計基準全体に共通する考え方についての理解度を問うことを主眼として出題した。個別の会計論点に関する知識にとどまらず、職業的専門家として体系的な理解が得られているかを確認することを意図している。

## 問題 1

関連当事者取引の開示について、関連当事者に該当するかどうか、開示対象となりうるかについての判定を、実務的な重要性の判断とともに問う問題である。併せて、関連当事者との取引の開示の趣旨についての理解を改めて確認している。

## 問題 2

将来の成長性を期待した投資に関して、その経過に応じてどのような会計処理を求められるかについて、金融商品会計及びのれんの会計処理の観点から問うとともに、個別財務諸表において投資の減損が行われた際の連結財務諸表におけるのれんの評価に関する論点を問う問題である。

## 問題 3

資産除去債務について、資産取得から除却までの一連の会計処理に関する理解を問うとともに、資産除去債務に係る税効果会計の取扱いを通じて税効果会計の考え方に関する理解を問う問題である。あわせて、わが国の企業会計の中で割引計算を行うことの意義、割引計算におけるリスクの反映のさせ方に関する理解を問う問題を追加している。

## 問題 4

固定資産の減損会計における「減損の兆候」について、実務的に生じうる事例に当てはめて適切に判断の過程を説明できるかを問う問題である。「固定資産の減損会計に係る会計基準の適用指針」の定めを踏まえた考え方の整理を問うことを意図している。

## 問題 5

退職給付会計における数理計算上の差異の取扱いについての基本的な理解を問う問題で

ある。あわせて、退職給付会計における数理計算上の差異の取扱いを通じて、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）における利益概念の違いに関する理解を確認する。

## 監査に関する理論及び実務

### 【第三問】

内部統制監査において実務上想定される状況への対応、重要な監査手続である実査・立会・確認において実務上留意すべき事項、重要な会計処理や開示につながる可能性がある訴訟事件等に関する監査手続の基本的な理解について、それぞれ問う問題である。

また、公認会計士として理解しておく必要がある監査に関する基準をベースとした基本的な知識の確認に加えて、監査実務への適用及び実務上の判断を問う問題である。

### 問題 1

内部統制監査において実務上想定される状況を提示し、それぞれの状況の基本的な理解や、内部統制報告制度及び内部統制監査に係る基準等の理解をベースとして、実務的な対応力を問う問題である。

#### 問 1

内部統制報告制度において会社が重要な事業拠点として選定していない子会社を、財務諸表監査において監査人が重要な構成単位としている場合における監査人としての対応を問う問題である。

#### 問 2

監査人が期中の監査手続で開示すべき重要な不備を発見した場合に、期末日までに会社が是正措置を講じるように監査人としてどのような対応を実施する必要があるかを問う問題である。

#### 問 3

開示すべき重要な不備が期末日までに是正された場合には内部統制報告制度及び内部統制監査上、期末日における内部統制には問題がないが、財務諸表監査に影響を及ぼす場合がある。その影響について問う問題である。

#### 問 4

開示すべき重要な不備が期末日までに是正されない状況で、監査人の内部統制監査報告書における実務上の取扱いを問う問題である。

#### 問 5

経営者の内部統制報告書に付記事項を付す必要がある後発事象が発生した場合に、経営者の内部統制報告書と監査人の内部統制監査報告書の記載内容の留意事項を問う問題である。

### 問題 2

重要な監査手続である実査・立会・確認について、実務上遭遇する可能性がある状況

において、監査チームスタッフからの相談に対して、解答者である主任がどのように指導するかの実務上の判断を問う問題である。

**問1**

会社の置かれた状況から定期預金証書及び通帳を実査する必要があるかどうかの判断を問う問題である。

**問2**

交通手段の遮断により監査チームメンバーが立会対象となる工場へのアクセスが困難な状況において、どのような手続を実施する必要があるかを問う問題である。

**問3**

保管在庫の重要性が増している外部倉庫に対して在庫証明書の入手だけで十分かつ適切な監査証拠を入手することができるかどうかの判断を問う問題である。

**問4**

大口得意先に対する確認状の発送に対して会社から発送の除外を要請された場合に、十分かつ適切な監査証拠を入手するためにどのような対応をすべきかを問う問題である。

**問5**

新規の得意先に対する確認状に原因不明な重要な差異が発生している状況において、十分かつ適切な監査証拠を入手するためにどのような手続を実施すべきかを問う問題である。

**問題3**

訴訟事件等は、会社によっては非常に重要な会計処理や開示につながる可能性がある。訴訟事件等に関する手続について、監査・保証実務委員会実務指針第73号「訴訟事件等に関わる顧問弁護士への質問書に関する実務指針」を基に実務的な対応を問う問題である。

**【第四問】**

企業の国際化が進行する中で企業グループにおける海外子会社の影響が増大するとともに不正事例も散見され、公認会計士の監査実務においてもグループ監査の重要性はますます高まっている。また、企業が事業活動を行う上では必ず不確実性を伴い財務諸表の一部の項目には見積りが必要となるため、同様に監査実務において会計上の見積りへの対応も必須である。これらの公認会計士の監査を取り巻く環境を考慮して、具体的な事例を設定し監査実務における基礎的知識を問うとともに理論的思考に基づき解答を求めている。

## 問題 1

企業の国際化が進行する中で公認会計士の監査実務においてもグループ監査の重要性はますます高まっており、海外を含む構成単位の監査人との、より緊密な連携が求められている。そこで、グループ監査における一連のプロセス、つまりグループ全体、構成単位及びこれらの環境の理解、構成単位の監査人の理解、リスク評価、評価したリスクへの対応、入手した監査証拠の評価、並びに後発事象の検討等におけるグループ監査チームと構成単位の監査人との連携に関して、理解すべき基礎的な事項を問うとともに理論的な説明を求めている。

### 問 1

グループ監査チームが、構成単位の監査人と有効なコミュニケーションを行うためには、その前提として構成単位の監査人を十分に理解する必要があることを踏まえ、理解することが求められる事項を問う基礎的な問題である。

### 問 2

グループ監査チームは、重要な虚偽表示リスクを評価するためにグループ全体、構成単位及びこれらの環境を理解することが求められている。このうちグループ全体統制を取り上げグループ全体統制の意義とグループ全体統制の理解が求められる理由を問う基礎的な問題である。

### 問 3

重要な構成単位に関する基礎知識に基づき、グループ監査チームとして重要な構成単位を選定する際の考え方を理論的に整理し説明することを求める問題である。

### 問 4

グループ監査チームとして構成単位の監査人に対して依頼しなければならない報告事項に関する基礎的な知識を問う問題である。

### 問 5

構成単位の固定資産の減損について、実務において想定される重要な虚偽表示リスクと構成単位の監査人に依頼する実証手続を筋道を立てて考えて説明することを求める問題である。

### 問 6

グループ監査チームとして構成単位の監査人からの報告事項をどのように評価するかを問う問題である。異常性の有無の把握のために、どのような質問をすることが効果的かを筋道を立てて考えて解答する必要がある。

### 問 7

グループ監査チームは、構成単位の監査人の作業が不十分であると判断した場合にどのように対応するか、基礎的な知識を問う問題である。

### 問 8

グループ監査チームが、構成単位の後発事象の発生の有無を把握するために実施する

手続に関する基礎的な知識を問う問題である。

## 問題 2

実務において、公認会計士として必ず対応が必要となる会計上の見積りの監査のうち、工事進行基準を取り上げて、見積りの不確実性に関する基礎的な知識を問うとともに、不正リスクに対応する実証手続を、理論的思考に基づいて導き解答することを求めている。また、工事契約に関する会計処理において留意すべき工事損失引当金について、重要な虚偽表示リスクを考慮した実証手続を問う問題である。

### 問 1

会社が工事進行基準を適用する際に、重要な虚偽表示リスクが高くなる原因として考えられる会計上の見積りの不確実性の要素に関する基礎的な知識を問う問題である。

### 問 2

工事進行基準に関する会計処理は会計上の見積りの不確実性の要素を含んでおり、経営者や役職者等の誠実性や倫理観、特に、財務報告に対する考え方に大きく影響を受けることを踏まえた上で、工事進行基準に関する内部統制を理解する必要がある、その際に留意すべき事項を問う問題である。

### 問 3

不正リスクのうち工事収益総額の過大な見積りについて、効果的な実証手続を筋道を立てて考えて解答することを求める問題である。

### 問 4

不正リスクのうち工事原価総額の過小な見積り及び発生した工事原価の操作について、網羅性、合理性、進捗度や処理の妥当性の観点から効果的な実証手続を筋道を立てて考えて解答することを求める問題である。

### 問 5

工事損失引当金の計上対象の網羅性や金額の妥当性を検証するためにどのような実証手続を行う必要があるかを筋道を立てて考えて解答することを求める問題である。

## 税に関する理論及び実務

### 【第五問】

3つの設問により法人税、消費税及び所得税等について出題した。それぞれ基本的な知識を備えているか否かとともに、法人税及び消費税については課税標準や税額を正確に計算し得るか、また、所得税等については事実を法文に当てはめて結論を得ることができるか、という実務への応用能力を備えているか否かを確認することを目的とした。

### 問題 1

法人税に関する基本的な知識を踏まえた専門的応用能力を修得しているかどうかを問うものである。

#### 問 1

法人税の所得計算について、法人税申告書の別表 4 を作成する形式により出題して知識とともに実務への応用能力を確認した。出題した具体的な論点は、公租公課、役員給与、有形固定資産、繰延資産、資産の評価損、貸倒損失、商品の抽選券付販売、交際費、寄附金及びグループ法人税制であり、受験者が監査等の実務において目の当たりにするであろう基本的なものとした。

#### 問 2

問 1 の所得の計算結果に基づき、納付すべき法人税額の計算について出題した。

### 問題 2

消費税及び地方消費税に関する基本的な知識を踏まえた専門的応用能力を修得しているかどうかを問うものである。

#### 問 1

消費税の納税義務の有無の判定に関する基本的な理解を問うものである。

#### 問 2

組織再編手法の 1 つである事業譲渡を素材に、消費税の課税対象に関する基本的な理解を問うものである。

#### 問 3

消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書を引き合いに出し、課税売上割合と非課税取引に関する基本的な理解を問うものである。

#### 問 4

消費税及び地方消費税の納付税額の計算について、(1) 課税売上割合の計算における課税売上高、免税売上高及び非課税売上高、(2) 課税標準に対する消費税額、(3) 課税仕入れ等の金額及び控除対象仕入税額の算定を経た上で、納付すべき消費税及び地

方消費税の金額を算定する形式により出題して知識とともに実務への応用能力を確認した。受験者にとって身近な業種の1つであろうコンサルティング業を営む会社の消費税の税額計算を出題し、また計算シートを提供することで、消費税及び地方消費税の税額計算方法の必要最低限度かつ正確な理解を重点的に問うものである。

### **問題 3**

事例問題の形式により、所得税、加算税及び不服申立て等に関する基本的な知識を踏まえた専門的応用能力を修得しているかどうかを問うものである。

#### **問 1**

家族経営の個人事業主の慰安旅行費用を素材に、事業所得の計算上の必要経費への該当性について、条文を示した上で、事実を条文に当てはめて結論を得るという実務上不可欠な能力を確認した。

#### **問 2**

実務上、税務調査に伴う修正申告や増額更正の場面で考慮する必要がある加算税に関する基本的な理解を問うものである。

#### **問 3**

実務上、税務調査の場面で考慮する必要がある、更正処分に不服がある場合に取り得る手段に関する基本的な理解を問うものである。

### **【第六問】**

法人における受取配当等、役員給与及び役員を被保険者とする生命保険契約並びに贈与による土地の取得に関する法人税法上の取扱いについて、その基本的な仕組みや内容の理解を問うとともに、受取配当等について、法人の場合と対比させて、それを個人が受け取った場合の所得税法上の取扱い並びに保険金の受取りや贈与を行った個人における課税関係の基礎的な理解を問うものである。

### **問題 1**

法人が受け取る配当等及びその関連項目（受取配当等の益金不算入、外国子会社等の受取配当等の益金不算入、控除源泉所得税等、外国税額控除など）についての基本的な課税の取り扱いを理解しているかを問うものである。

### **問題 2**

個人が受け取る配当等及びその関連項目についての基本的な課税の取り扱いを理解しているかを問うものである。

**問題3**

法人が支払った役員給与及び生命保険契約の保険料等についての基本的な課税の取り扱いを理解しているかを問うものである。

**問題4**

個人が受け取った死亡保険金について、契約者（兼保険料負担者）、被保険者、保険金受取人の組み合わせによる基本的な課税の取り扱いを理解しているかを問うものである。

**問題5**

個人から法人への土地の贈与取引について、その法人及び個人における課税の取り扱いを理解しているかを問うものである。

経営に関する理論及び実務（コンピュータに関する理論を含む。）

**【第七問】**

ビジネスに関する専門知識及びこれらの各専門知識を活用した公認会計士が行う業務への対応能力を修得しているかどうかの確認を行うことを目的として、財務分析の結果から得た情報で監査手続にどのように反映させていくのかの理解を問う問題を出題した。また、ビジネスに関する専門知識及び企業に対する規制に関する専門知識として、近年M&Aが増えていることに伴い、M&Aの形態や、財務デュー・デリジェンスへの理解も公認会計士として必要な知識となっていることから、これに関する理解を問う問題を出題した。

**問題 1**

基本的な収益性に係る財務分析と財務分析から得られる情報から改善施策を問うことで、企業分析の応用力を確認する問題である。

**問 1**

基本的な収益性に係る財務分析である売上高総利益率、売上高営業利益率とともに、**問 3**の問題の解答に必要な非財務情報を利用した海外売上高営業利益率、従業員一人当たり売上高、一店舗当たり売上高についての指標を算定させる問題である。

**問 2**

**問 1**で算定した指標からA、B社の売上高総利益率は異なるものの売上高営業利益が変わらなくなっている理由を資料2の販売費及び一般管理費の費目ごとの売上高に対する比率から読み取り解答させる問題である。

**問 3**

**問 1**で算定した指標について、A社が行った施策による売上高減少、売上高総利益率悪化の原因分析を踏まえて、それを改善させる施策について、売上高総利益率改善及び店舗展開の観点から考えさせるとともに、それらをまとめる記述力を問う問題である。

**問題 2**

基本的な棚卸資産に係る財務分析と財務分析から得られた異常値情報をもとに、粉飾の可能性を問うことで、専門知識を活用した公認会計士が行う業務への対応能力を修得しているかどうかの応用力を確認する問題である。

**問 1**

基本的な棚卸資産に係る財務分析である棚卸資産回転月数と**問 2**の解答に必要な一店舗当たり棚卸資産の指標を求めさせる問題である。**問 3**の解答で2期間の比較が必要なことから2期間分の財務指標数値を問う問題である。

**問2**

**問1**のX2年3月期の棚卸資産に係る財務分析指標を基に、A社、B社の在庫戦略の違いについて、非財務情報である販売アイテム数並びに店舗数及び店舗面積の観点から財務情報と非財務情報を複合させてその違いを考えさせるとともに、それらをまとめる記述力を問う問題である。

**問3**

問1の棚卸資産に係る財務分析指標を基に、B社の2期間の財務指標数値の比較を行わせ、異常値が発見できるかどうか、また、異常値から推測される粉飾の可能性を考えさせるとともに、それらをまとめる記述力を問う問題である。

**問題3**

近年M&Aが増えていることに伴い、M&Aの形態や、財務デュー・デリジェンスへの理解も公認会計士として必要な知識となっていることから、M&Aの形態ごとの長所と短所の理解、会計監査と財務デュー・デリジェンス違いの理解を問う問題である。

**問1**

M&Aの形態ごとの長所及び短所の基本的な理解を問うため、選択肢から選択させる問題である。

**問2**

会計監査と財務デュー・デリジェンスについて、目的、実施手続、報告書の用途の3つの観点での相違点の理解を問うため、適切な語句を記述させる問題である。

**問3**

**問2**を踏まえて、財務デュー・デリジェンスにおける棚卸資産の調査に関して、公認会計士が行う業務への対応能力を修得しているかどうかを確認するため、一般的に実施する手続について記述させる問題である。

**【第八問】**

企業はITを用いて業務を効率化、高度化し更に経営意思決定に必要な情報を迅速かつ適時に得ることを通じて、企業経営をも高度化しようとしている。よって公認会計士はその業務に関連して幅広いITの理解が必要である。

そのため、企業におけるIT利用に関するリスクと科目・アサーションレベルのリスクとの関連、IT導入時における企業の活動、近未来の公認会計士業務と現状との関連性の3つについて、理解を問う問題を出題した。

**問題1**

ITの利用技法及びIT利用に関するリスクに関する基本的な知識と、監査におけ

るアサーションレベルのリスクとの関係を問う問題である。

**問 1**

監査業務において企業の業務プロセスに係るリスク評価時に検討すべき、I Tの利用に関するリスクの基本的な知識を問う問題である。

**問 2**

一般化してきている取引記録の電子化技術のうち、比較的以前から用いられている技術の名称、利用局面、利用方法に関する基本的な知識を問う問題である。

**問 3**

企業が債権管理システムから出力される滞留売掛金管理資料を利用する目的を題材に、I T利用に関するリスクと監査上重要な勘定科目及びアサーションとの関係の理解度を問う問題である。

**問題 2**

I T導入の投資効果を最大限に発揮するため、企業が一般的に行っている方策について問う問題である。

**問 1**

企業がその事業計画達成のために、I Tを導入する際の一般的な考慮事項に関する基本的な知識を問う問題である。

**問 2**

I T、情報システムのライフサイクルのうち初期のフェーズで完了すべき事項、その事項が未達だった際に生じるリスクに関する理解度を問う問題である。

**問 3**

I Tの投資効果測定の課題を会計基準における評価との対比から理解度を問う問題である。

**問題 3**

I Tに関する昨今の技術動向を踏まえた将来の公認会計士業務のイメージから、現時点で理解しておくべき事項を問う問題である。

**問 1**

昨今のI T関連のキーワードであるAIに関する基本的な知識を問う問題である。

**問 2**

**問 1**に続き昨今のI T関連のキーワードとともに、公認会計士の業務において留意すべきセキュリティについての基本的な知識を問う問題である。

**問 3**

I T及びデータ分析を用いた監査業務において見落とすことが懸念される論点を題材に、定型的なデータ分析によって得られる証拠力の限界と、最終的な結論を得る

ために実施すべき手続の理解度を問う問題である。

## 公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理

### 【第九問】

会員の使命は、公認会計士法第1条及び会則第47条の定めにあるとおり、国民経済の健全な発展に寄与する、とされており、倫理規則において、その趣旨及び精神として規定されている。当該趣旨及び精神は、公認会計士として業務を行う限り、注意を払い、これを遵守して行動することが求められていることから、これにかかる基礎的事項の理解を問うことが重要であるため、本問での出題を行った。また、会員は個々の依頼人や雇用主の要請を満たすだけでは、社会から期待された責任を果たすことはできない、ともされている。監査業務を含む保証業務の依頼人に対して公認会計士業務を提供する場合には、依頼人からの要請を満たすだけでなく、独立性を保持し倫理規則の趣旨及び精神を遵守して業務を提供することが求められることから、監査人が監査以外の業務の提供の可否を判断するための指針である独立性に関する指針の記載内容の理解を問う出題を行った。

### 問題1

公認会計士はその社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応え、公共の利益に資することを求められている。そのために公認会計士がその行動にあたり遵守が求められている倫理規則の基礎的事項の理解を問うものである。

#### 問1

本問は倫理規則の「趣旨及び精神」に関する理解を問うものである。出題に当たってはキーワードを選択し穴埋めする問題としている。

#### 問2

企業又は企業内の構成員の情報の作成や開示に対する姿勢は千差万別であり、実務においては開示に消極的な企業や情報を省略又は曖昧にすることにより誤解を生じさせようとする企業、また、業務上必要とされる注意を怠って情報を作成する場面に対峙する場合などがあり得る。本問は、このような状況を踏まえて、基本原則の1つである「誠実性の原則」に関して、公認会計士が作成や開示に関与してはならないとされている事項に関する理解を問うものである。

#### 問3

本問は、上記問2の事項に対峙する場合の公認会計士の対処方法に関する理解を問うことで、当該厳しい場面においてどのように対処すべきかについて問うものである。

### 問題2

監査人は様々な局面で助言・指導を求められ、また、監査以外の業務についても、監

査業務を含む保証業務の依頼人より、業務提供を求められることがある。監査業務は公益に資するものであることから、監査業務の依頼人から独立していなければならないことが要請されており、当該監査以外の業務の実施（指導等を含む）により独立性が損なわれることがないかどうか、判断しなければならない。当該判断にあたっては、概念的枠組みアプローチの適用が必要であり、具体的には、独立性を阻害する要因を特定しその重要性を評価するとともに、セーフガードの適用により当該阻害要因を除去するか又はその重要性の程度を許容可能な水準まで軽減できるかどうかについて判断することが求められている。本問は、公認会計士法上の大会社等に対する3つの提供業務事例を示し、特に独立性の阻害要因の評価の観点から、監査業務の依頼人への提供可能業務と独立性に関する指針との関連性の理解を問うものである。

#### **問1**

本問は評価業務に関して、問題文に記載の状況で独立性の阻害要因を評価するなどにより、業務実施の可否判断を問うものである。

なお、ネットワーク・ファームにおいても独立性の要件が適用されること、及び、入札事案であることをもって、独立性の阻害要因である自己レビューの重要性の程度が低減されるわけではないことに留意されたい。

#### **問2**

本問は税務業務のうち、財務諸表作成目的の税額計算業務に関して、問題文に記載の状況で独立性の阻害要因を評価するなどにより業務実施の可否判断を問うものである。

#### **問3**

本問は税務業務のうち、税務申告書の作成業務に関して、問題文に記載の状況で独立性の阻害要因を評価するなどにより業務実施の可否判断を問うものである。

### **【第十問】**

公認会計士の提供する保証業務が信頼されるための根幹を為す独立性についての基本的な理解と、公共の利益に資するべき監査人における監査の依頼人に対する外観的独立性に対する社会の見方が厳しくなる中、接待贈答及び勧誘による自己利益又は馴れ合いへの懸念が高まっている環境を踏まえ、実際に現場で遭遇し得る接待贈答及び勧誘に関する独立性の考え方についての理解を問うものである。

#### **問題1**

精神的独立性と外観的独立性の定義及び保証業務の提供に二つの独立性が求められる理由を問うものである。

**問題2**

会計事務所等所属の会員が、監査業務の依頼人からの贈答及び接待を受ける場合に生じる阻害要因、検討にあたっての重要な指針、セーフガード及び違反した場合の対処に関する理解を問うものである。

**問題3**

企業等所属の会員に関して、勧誘に関する理解を問うものである。

なお、監査業務のみならず、監査業務以外の業務の提供及び企業等所属の会員においても、社会的役割を自覚し、自らを律し、かつ、社会の期待に応えるため、勧誘等の規定への遵守が必要であることに留意されたい。

以 上